

平成22年7月  
一部訂正 平成23年 9月1日  
一部改正 平成24年10月1日  
一部改正 平成25年 6月1日  
一部改正 平成26年 4月1日  
一部改正 平成30年 2月13日  
八峰町役場 総務課  
管理契約係

## 八峰町入札制度の運用について

### 1. 趣旨

八峰町に於ける入札形態は、平成18年3月の町村合併以来「指名競争入札」によるものがほとんどであります。近年、ダンピング受注について、工事の品質低下や下請け・資材業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を招きかねず公共工事の品質確保への影響が懸念されるところであります。

以上の背景を踏まえ「公共工事の品質確保の促進に関する法律」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の公布により、総合評価落札方式試行要綱の制定、八峰町条件付き一般競争入札実施要綱の制定をし、入札制度の充実を図ってきたところです。

平成21年4月からは、工事の品質確保あるいは失格判断基準のため、予定価格の事前公表を行い130万円以上の工事においては「最低制限価格」を設定し、2千万円以上の工事においては「低入札価格調査基準価格」を定め、入札を実施してきたところです。

このことから、多用途に対応できる入札制度をより充実させるため、行き過ぎた低入札受注の排除・防止、安心安全な工事に向けて対策を講じるものです。

「秋田県低入札価格調査取扱実施要領」の改正に伴い、平成30年2月13日公告案件から適用します。

### 2. 最低制限価格の運用見直し

(1) 2千万円未満の工事では、最低制限価格を設けることができます。直接工事費、率変更。

【改正前】 ・ 設計上の直接工事費×9.5/10と共通仮設費×9/10及び現場管理費×8.5/10並びに一般管理費×6.5/10の合計額

【改正後】 ・ 設計上の直接工事費×9.7/10と共通仮設費×9/10及び現場管理費×8.5/10並びに一般管理費×6.5/10の合計額

### 3. 低入札価格調査制度の運用見直し

(1) 低入札対策の強化を図るため低入札価格調査基準価格を設定します。直接工事費、率変更。

【改正前】 ・ 設計上の直接工事費×9.5/10と共通仮設費×9/10及び現場管理費×8.5/10並びに一般管理費×6.5/10の合計額

【改正後】 ・ 設計上の直接工事費×9.7/10と共通仮設費×9/10及び現場管理費×8.5/10並びに一般管理費×6.5/10の合計額